

厚木飛行場周辺における航空機騒音防止及び安全対策等の推進に関する要望書

在日米海軍厚木航空施設司令官

ジャスティン D. クーパー大佐 殿

平成20年10月21日

東京都知事

石原慎太郎

町田市長

石阪丈一

東京都と町田市は、厚木飛行場からの航空機騒音の影響を把握するため、毎年騒音調査を実施しています。

平成19年度の騒音調査結果（別添）によると、町田市内における厚木飛行場からの航空機騒音は、環境基準指定地域内の7地点のうち4地点で環境基準に適合しないという結果となり、依然として地域住民に深刻な影響を及ぼしています。航空機より発生する騒音に対しては、地域住民からさまざまな苦情が寄せられています。

貴職におかれましては、航空機騒音や事故に対する地域住民の不安を解消するため、厚木基地におけるNLPを中止するほか、運用上、飛行が必要な場合においては、基地周辺の航空機騒音の実情を十分に認識され、地域住民の生活環境に配慮し、下記事項に対処して、環境基準を達成するとともに、安全確保を徹底されるよう要望します。

記

1 騒音防止対策を推進すること。

- （1）「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置」に関する日米合同委員会の合意事項を遵守し、飛行回数を極力減少させること。

- (2) 22 時から 6 時までは、飛行を行わないことを徹底するとともに、6 時から 8 時まで、12 時から 13 時まで及び 18 時から 22 時までの間も極力行わないこと。また、土曜日、日曜日、日本の祝日、盆及び年末年始並びに入学試験など地元の特別な行事の際には、全面的に飛行を中止すること。
- (3) 市街地上空では、低空飛行や旋回飛行を行わないこと。また、エンジン出力を最小限にし、騒音を最も低く抑えた方法での飛行とすること。
- (4) 航空機の低騒音化の技術開発を促進するとともに、低騒音機を使用すること。

2 安全確保を徹底すること。

- (1) 機体整備を万全に行い、墜落、不時着、部品落下などの事故の発生を防止すること。
- (2) 市街地上空での急旋回、編隊飛行などの危険を伴う飛行を行わないこと。

3 操縦士の教育を徹底すること。

- (1) 操縦士に対し、周辺に多大な被害を及ぼしている航空機騒音問題及び安全確保の徹底について十分な教育を行うこと。
- (2) 厚木飛行場に飛来する他基地所属の部隊の操縦士についても前記の教育を行うこと。

4 広報広聴活動を推進すること。

- (1) 計器誘導着陸訓練 (G C A) に関する情報をはじめ、訓練内容、飛行コースなど、飛行に関する情報を適時・的確に提供すること。
また、地域住民に影響を及ぼすような特別な訓練や深夜の飛行など、通常と異なる飛行の実施に関する情報を事前に提供すること。
- (2) 日本語版ホームページにおいて、飛行など訓練に関する情報についても提供すること。
- (3) 訓練などに関する地域住民からの問い合わせに対し、24時間対応可能な窓口を設置すること。
- (4) 米軍自らが行っている航空機騒音防止対策について明らかにすること。